

第2 身体障害者に関する相談・判定

1 補装具 ～補装具費支給の要否判定依頼について～

(1) 補装具の定義

補装具とは、「失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので、職業その他日常生活の向上を図ることを目的に更生用として法で定められたもの」です。

根拠法令等

【障害者総合支援法第5条第26項】

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

【障害者総合支援法施行規則第6条の20】

法第5条第26項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 1 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 2 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 3 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

【補装具費支給事務取扱指針第1の1の(1)】

補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるもの。

(2) 補装具の種類・価格について

補装具の種類・価格については、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品等の指定について」により定められています。告示により算出した額は上限価格であり、支給額が上限価格以下であっても問題ありません。

なお、支給要件を満たすものであれば、使用者本人が希望するデザイン、素材等に加え、介助者のみが使用する機能の追加を希望する場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは可能です。

ア 障害と補装具の種類

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等

- ・義肢 ・装具 ・姿勢保持装置 ・車椅子 ・電動車椅子
- ・視覚障害者安全つえ ・義眼 ・眼鏡 ・補聴器
- ・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。） ・車載用姿勢保持装置

・歩行器 ・歩行補助つえ ・重度障害者用意思伝達装置

身体障害児及び18歳未満の難病患者等の補装具は上記に加え次の種目
・起立保持具 ・排便補助具

イ 肢体不自由者に対する補装具

**義肢
装具
姿勢保持装置
車椅子
電動車椅子
車載用姿勢保持装置
歩行器
歩行補助つえ**

ウ 視覚障害者に対する補装具

**視覚障害者安全つえ
義眼
眼鏡**

エ 聴覚障害者に対する補装具

**補聴器
人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）**

オ 音声・言語機能障害、肢体不自由者に対する補装具

重度障害者用意思伝達装置

カ 内部障害者（呼吸器機能障害、心臓機能障害）に対する補装具

車椅子、電動車椅子

(3) 補装具費支給要否判定の対象者

補装具費支給の要否判定の対象者は、身体障害者福祉法第4条に定める18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等です。

18歳未満の児童に対する支給については総合相談所の判定は不要です。市町村は、補装具費支給意見書等により支給決定することになります。支給決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、総合相談所に助言を求めることができます。

(4) 身体障害者手帳と補装具費支給の同時申請について

身体障害者手帳と補装具費支給の同時申請は可能で、その場合は判定依頼書に身体障害者手帳申請時の診断書・意見書の写しを添付してください。

(5) 難病患者等の判定依頼について

市町村の窓口において、制度対象の難病患者等であることを診断書又は特定疾患医療受給者証で確認し、判定依頼の際に診断書の写し又は特定疾患医療受給者証の写しを添付してください。制度対象の難病患者等であるかの確認は、「補装具費支給意見書（障害者総合

支援法で定める難病等に該当〔□する・□しない 欄〕で行うことも可能な扱いとしています。補装具費支給意見書で確認した場合は、診断書の写し又は特定疾患医療受給者証の写しの添付は不要です。なお、「難病患者等」は、障害者総合支援法の対象疾病を指し、身体障害者手帳交付の有無を問いません。

(6) 判定依頼

ア 判定に必要な書類

- (ア) 判定依頼書（参考様式） - 全ての補装具に必要
- (イ) 判定依頼調査書（様式第1） - 全ての補装具に必要
- (ウ) 補装具費支給意見書（様式第2-1～第2-9） - 文書判定の補装具に必要
- (エ) 補装具調査書（様式第3-1～第3-4） - 指定の補装具に必要
- (オ) 製作予定書（様式第4号） - 電動車椅子に必要
- (カ) 業者の見積書 - 全ての補装具に必要、写し可

※ 必要な書類が添付され、かつ、必要事項が記載されているか確認してください。

※ 補装具費支給意見書は医師が作成したものであること。

※ 補装具費支給意見書の記載日が判定依頼日の6か月以内であることが必要です。

6か月を超える場合は、記載内容の変化を確認することが必要です。記載内容に変化がない場合は、判定依頼調査書等に変化がないことを確認した旨の記載をもって有効としています。記載内容に変化がある場合は、意見書の訂正あるいは再提出を求めてください。

※ 見積月日の記入漏れはないか確認が必要です。見積書は補装具費支給意見書に基づいて作成されることから、見積月日は、意見書記載月日以降の日となります。見積書が先に作成されている場合は、差替えが必要です。

※ 補聴器で調整加算が計上されている場合は、言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写しを添付してください。

※ 判定依頼に係る様式は、最新のものを使ってください。様式は総合相談所のホームページから印刷できます。

※ 判定依頼書の提出先は、心身障害者総合相談所の支所（各振興局社会福祉課）です。

イ 判定依頼

総合相談所の判定が必要な補装具か、判定することなく市町村で支給決定できる補装具かの確認が必要です。（P9「補装具の種目と判定方法」参照）

(ア) 判定不要な補装具

総合相談所の判定を要せず、市町村の判断により支給決定が可能です。

- a 義眼、眼鏡、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子（レディメイド）、歩行器、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、車載用姿勢保持装置

※車椅子（レディメイド）・歩行器について

病院入院中、障害者支援施設・介護保険施設に入所中は、病院や施設で用意されることから補装具費の対象とはなりません。

- b 18歳未満の児童の補装具

(イ) 総合相談所の判定が必要な補装具

義肢（骨格構造義肢・殻構造義肢）、装具、姿勢保持装置、補聴器、
車椅子（モジュラー・オーダーメイド）、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置、
特例補装具

a 直接判定

- ・義肢（骨格構造義肢）
- ・電動車椅子
- ・特例補装具

b 文書判定

- ・義肢（殻構造義肢・骨格構造義肢のソケット修理）
- ・装具
- ・姿勢保持装置
- ・補聴器
- ・車椅子（モジュラー・オーダーメイド）
- ・重度障害者用意思伝達装置（試用場面等の動画（DVD）を添付）

c 再支給・修理の考え方

(a) 一般的な考え方

前回判定を受けて支給されたものと同一の型式である等、特に医学的判定を要しないと認められる場合は、再度の判定を行わず市町村で支給決定できます。

しかし、骨格構造義肢、特例補装具については前回支給されたものと型式が同一であっても、その都度の身体状況等の確認が必要なことから直接判定となります。

また、使い分けの必要があつて2個目の補装具を希望する場合は、個数の例外であることから新規支給に準じた判定が必要です。

(b) 特別な対応

① 骨格構造義肢

再支給 直接判定となります。

修理・ソケットの交換は文書判定を行い、適合判定を実施します。

・ソケット交換以外の部品交換は、判定不要です。

② 特例補装具

特例補装具とは、補装具の種目に該当するもので、基準に規定されている補装具の範囲内では対応できない場合に製作、購入される補装具のことです。

障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情がある場合に支給できるもので、年齢、生活状況及び生活環境、職業等を調査するとともに支給の必要性、基準に規定されている補装具の範囲内で対応できない理由又は付加する機能や付属品の有用性について十分検討します。

再支給 直接判定となります。

修理 直接判定となります。ただし、小部品やタイヤ等消耗品のみ交換等については、判定は不要です。

(c) 次の場合の再支給・修理の判定方法は、新規支給に準じます。

① 児童で支給された補装具について、18歳に達した場合の再支給・修理

② 自費で購入、他者から譲り受けた等制度を利用しないで使用している補装具の修理

d 適合判定について

適合判定は、既に判定依頼されている補装具の適合状況を確認する行為で、判定書の総合判定欄に次の中から適合判定について記載します。

① 要 補装具費支給 （適合判定を実施します。）

② 要 補装具修理 （適合判定を実施します。）

- ③ 要 補装具費支給（適合判定を実施します。当所にて業者と連絡調整し、本人乗車写真にて確認を行います。）

再度の判定依頼は不要ですが、総合判定欄に「①」、「②」の記載がある場合は、補装具費支給券交付時に、申請者に対し補装具の完成後に総合相談所による適合判定が行われることを伝えてください。適合判定漏れのないように、対象者リストの作成等を行い巡回相談あるいは来所によって受けられるよう、配慮をお願いします。

なお、総合判定欄に「③」の記載がある場合は、総合相談所が補装具事業者と連絡調整し、適合判定等を実施します。

また、総合判定欄に「①」、「②」、「③」の記載が無い場合は、意見書を作成した医師等の関係者や市町村において、適合状況の確認を行ってください。

(7) 補装具費支給要否判定

ア 他法優先

他法の規定により補装具の給付・修理及び貸与が受けられる場合には、他法を優先します。優先される法律は、次のとおりです。

(ア) 船員保険法（障害年金）

船員保険に加入していた期間中に発生した職務上の事故（通勤途上の事故も含む）や疾病で障害を受けた者に補装具を支給する制度です。

受給資格は、船員保険被保険者または被保険者であった方が、平成 21 年 12 月末日までに障害年金か障害手当金を受けた場合、又は遡及して受けられる見込みのある場合です。申請窓口は、全国健康保険協会船員保険部です。

なお、平成 22 年 1 月以降は、船員保険の労災部門が労災保険に統合されたため、平成 22 年 1 月以降に発生した業務上の障害年金は、労災保険から支給されています。この場合の申請窓口は、労働基準監督署です。

(イ) 労働者災害補償保険法

通勤途上の災害や職務上の災害等で障害を受けた方に補装具が支給される制度です。申請窓口は、労働基準監督署です。

(ウ) 介護保険法

介護保険在宅サービスを受けられる方については、車椅子・電動車椅子・車椅子付属品・歩行器・歩行補助つえが貸与されます。介護保険貸与品目では障害状況に対応できない場合のみ、障害者総合支援法による補装具費支給の対象となります。

なお、医療保険に加入していない 40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者については、特定疾病による障害であっても障害者総合支援法での補装具費支給となります。

(エ) 戦傷病者特別援護法（戦傷病者手帳の交付を受けている方が対象）

戦争による公務上の疾病が原因で障害を受けた方に補装具が支給される制度です。申請窓口は、市町村です。

(オ) 自動車損害賠償保障法

第三者の行為による交通事故により負った障害の場合は、加害者が自動車損害賠償保障法により賠償する責任を負っていることから、補装具費支給の対象とはなりません。

イ 医療保険等

補装具は、更生用（日常生活及び就労、就学）に使用するものであることから、治療や訓練に使用する治療用の装具は、補装具費支給の対象とはなりません。治療用の装具は、医療保険や医療扶助（生活保護受給者）からの給付となります。

例)

- ・脳血管障害等の歩行訓練に使用する装具
(短下肢装具〔両側支柱付・硬性〕・長下肢装具・靴型装具等)
- ・切断術後に用いられる練習用仮義足
- ・眼球摘出後の眼窩の保護のための義眼
- ・変形の矯正に使用する装具

ウ 個数

補装具の個数は、原則として1種目につき1個です。

ただし、障害の状況を勘案し、職業又は教育上等、特に使い分けが必要と認められた場合は、2個とすることができます。例外的な扱いであることから、2個目の補装具については判定が必要となります。

例)

- ・日常用と作業用の異なる使用目的や機能の2足
- ・同じ使用目的や機能の義足でも就労している場合は2足も可
- ・夏用と冬用の靴型装具または屋内用と屋外用の靴型装具
- ・屋内用と屋外用の車椅子
- ・遠用と近用の矯正眼鏡
- ・屋内用と屋外用の遮光眼鏡
- ・療育・教育機関等で幼少期より両耳装用の訓練を受けて両耳装用してきた場合、あるいは仕事上の安全確保・方向感覚を必要とする場合の両耳装用補聴器

エ 耐用年数

耐用年数は、通常の装用等状態において修理不能となる予想年数です。原則的には、耐用年数を超えてから再支給が可能となります。しかし、支給を受けた方の障害の状況や使用頻度等により修理不能となるまでの期間に長短が生じるため、通常の装用状態において修理不能となった場合や災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は耐用年数内であっても再支給可能としています。

ただし、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を規定していません。部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が困難な場合には、再支給を行っても差し支えないとしています。

オ 借受け

(ア) 対象となる種目

- a 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- b 重度障害者用意思伝達装置の本体
- c 歩行器
- d 車載用姿勢保持装置

(イ) 借受けによることが適当である場合

補装具は、身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則です。

このため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法及び障害者総合支援法施行規則において、「借受けによることが適当である場合」として、次の場合に限るとしています。

- a 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- b 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- c 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

(ウ) 判定方法

新規支給の場合に準じます。